

○上天草市地域公共交通会議設置条例

平成19年6月29日条例第31号

上天草市地域公共交通会議設置条例

(設置)

第1条 上天草市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者の中から15名以内をもって組織する。

- (1) 上天草市長（以下「市長」という。）又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (3) 当市において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 当市において事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 第3号及び第4号の事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 当市において事業を営む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 住民及び利用者の代表
- (8) 道路管理者、警察署、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 委員の委嘱又は任命は、市長が行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長をおき、市長の指名する者がこれに充たる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、構成員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 交通会議の協議に当たっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 交通会議は、原則として公開とする。

7 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、前項に規定する課において窓口を所管する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。